

## Ⅲ 向島百花園におけるこれまでの取組

### 1. 保存における取組の現状

保存管理計画に沿って実施した遺構の保存、植物、動物及び水の管理に関する取組の成果を以下にまとめる。

#### 1-1 植物及び動物の管理

##### (1) 植物の管理

###### ① 植物調査

本園の植物調査は、

- 「向島百花園植物リスト他（昭和 52（1977）年）」
  - 「向島百花園自然環境調査報告書（昭和 62（1987）年）（東京都北部公園緑地事務所）」
  - 「向島百花園生態調査調書（平成 7（1995）年 3 月（東京都北部公園緑地事務所）」
- が実施されている。

いずれも群芳暦に記載されている植物種との対比が行われている。

平成 7（1995）年の調査報告では、高木が 129 種 792 本、低木が 97 種 865 m<sup>2</sup>であった。出現本数が多い植物は、トウネズミモチで主に敷地外周部の樹林帯にあり、実生から生育するものも確認されている。次いでウメ、サザンカ、ツバキ、ケヤキ、スダジイ、ムクゲ等の順で花木が多く本園の特徴を示している。

なお、昭和 62（1987）年の調査報告において、群芳暦に記載されているが生育が確認できない植物を『今後百花園に導入が望まれる植物』として提案された。平成 7（1995）の調査報告では、昭和 62（1987）年の調査報告から木本類で 8 種、草本類で 25 種が新たに確認され、この間に群芳暦にある植物が導入されたと考えられる。一方で、昭和 62（1987）年と平成 7（1995）年の調査報告では、木本類で 61 種、草本類で 202 種が確認できなかった。その理由として、平成 7（1995）年の調査報告が秋から冬にかけての調査であったことから、春から夏にかけてしか確認できない植物が未確認となっていること、管理上の問題として、雑草や本園のコンセプトと合わないため取り除かれたこと、水涸れや栄養過多などの生育不良により衰退したことがあげられている。今後は調査時期を考慮した植物調査が必要であることも指摘されている。

結果として、以下の内容が確認された。

- a) 高木の幹周が 59 cm 以下のものが約 7 割を占めていたことから、幹周が中程度の樹木が多い。
- b) 樹木の活力度は概ね良好であったが、昭和 62 年から比べるとやや低下傾向にあり、特にサルスベリの活力度がやや低い。
- c) 群芳暦の植物として新たに導入されたのは、四阿周辺の草本類植栽帯を中心とした場所と、水辺の水生植物であった。

## ② 植物管理に関する現状の課題

本園の植物管理は、群芳暦を中心に植生を整理し、花卉（草花）を計画的に栽培し、ななくさの会の意見を参考しながら、史資料を根拠として進めてきた（「向島百花園復元に関する打合会の開催について（昭和 62（1987）年）」）。

こうした経緯を踏まえ、現在は群芳暦に記載がある植物の導入を検討しているが、平成 8 年当時に中程度であった樹木も成長し、本来草庭として生育すべき草本類の日照を遮っている場所もある。クスノキなど早く大径木になりやすい樹木が成長した場所では、後継樹としてシラカシを植栽することで、今後大きくなり過ぎた樹木を伐採し、樹種の転換を図る試みを実施している。

外周植栽帯の樹木は、柵などの施設整備に伴い、伐採や根系を切断するなどの影響を受けている。やむを得ず伐採した場所は、補植を行っているが緩衝帯となる樹林帯の形成には時間の経過が必要である。根系を切断した樹木（特に西側外周のケヤキ）には、根系を切断した境界側での枝葉の衰退が見られる。

本園では、植物の導入方法として、園内及び隣地にあるサービスヤードなどで育てた植物を導入している。かつては、周辺の業者から植物を供給することもあったが、生産者が少なくなり、現在は種子や苗木からサービスヤードで育てた植物を園内に植栽していることがほとんどである。

以前では、採取したものを植え付けることもあったが、日当たりや土の栄養状態などの植栽した環境の違いから、育成には非常に苦労していた。本園では植物を「株」という単位ではなく、「群落」として考え植栽していく必要があるが、これら在来種の入手や、育成・繁殖方法にも大きな課題がある。

## ③ 樹木の管理方針

本園の樹木管理の方針として、

- a) 草庭（草本主体の庭）であることに重点を置いた管理・運営
- b) 古くからの植物などを維持・保全することに重点を置いた管理・運営

により植物を管理しており、ウメや群芳暦に記載の本園にゆかりのある植物は、若木を育成し、古木を順次更新する。ウメの品種についても新たな品種（実梅か古典品種を優先に）を導入する。ただし、一部では戦災で焼け残ったタブノキなどは保存することとしている。

## ④ 梅の植樹

かつての本園は梅の名所であり、初代鞠塙の時代には、360 本もの梅が園内に植えられたとされている。鞠塙自身も著書『梅屋花品』の中で、梅の品種の紹介と共に、花の見頃後の実の活用にも言及しており、サクラとは違う花も実も楽しめる梅の奥深さを紹介している。

度重なる洪水被害や戦火による荒廃を経て、園内の植物は壊滅した。開園当時の梅も失われたが、戦後の復興では百花園復活の機運が高まり、梅の植樹が行われてきた。現在の本園に生育する梅では、昭和 40 年代頃に青梅地域の都道拡幅により伐採せざるを得なくなった梅を移植したもので、白加賀梅のほとんどはその時の梅である。

平成 25（2013）年、園内に 59 本の梅が確認されたが、多くが古木となり経年の踏圧など

### Ⅲ 向島百花園におけるこれまでの取組

による腐朽やキノコ発生などの被害が著しく、花付が悪く樹勢も弱まり、衰退の兆候が認められた。新たな補植や植え替えを行うと共に、かつての梅屋敷の景観再生を目指し、梅を計画的に補植している。

補植は、『亀田鵬斎墨沱梅荘記碑』の碑文の中で、梅への記述があることから、この植樹本数を参考にしている。また、園内の草花などの植栽状況から植栽本数を勘案し、平成25年の時点で59本から100本程度の梅林とする目標を定め、現在は70本程度植栽されている。

補植には、『梅屋花品』に記載された品種であること、実が成る梅であること、庭木として観賞できる樹形であることに重点を置いている。また、梅の導入に当たっては、近年のPPV（プラムポックスウイルス）による被害が拡大していることを踏まえ慎重に対応している。

文化財庭園としての品質を常に保てるよう、今後十数年をかけて、施肥などによる養生及び、古木の植え替え及び新規に梅の導入を行っている。また、「新梅屋敷」のシンボルとなる寿星梅の復元を検討している。

#### ⑤ 水生植物

本来、本園の池は、外周の堀から取水し、水位の差が少なく、特に沢渡りより南は蓮が一面に広がった沼のような水辺景観であった。蓮の管理は、昭和50（1975）年頃までは冬季に行われる非常に大変な作業であったが、職員がレンコンを掘り出していた。しかし、昭和60（1985）年に水生植物は一掃され、水辺の景観は激変した。現在は、池の蓮は鉢に入れ、繁茂しないように池の景観を整えている。

#### ⑥ 植物の導入

新たに導入する植物では、以下のことに留意している。

- a) 初代鞠塙の『群芳暦』記載の植物による景観づくりを基本とする。
- b) 池内の植生基盤の整備を行い水中・水辺の植物を補植し、水辺景観を整える。
- c) 草本類の健全な生育に重点を置いた管理とする。
- d) 植物の構成は、長・中・短期的の段階的対応により徐々に群芳暦に記載ある植物を中心に変更していく。

#### ⑦ 土壌改良

平成8年（1996）の自然環境調査において土壌調査（検土杖調査、断面調査及び層位別調査）が実施されている。調査結果では、表層土への有機物の還元が少なく、腐植の分解によって窒素の供給がわずかに増加している部分もあるが、リン酸やカリウムなどの土壌養分は減少していた。特にリン酸は植物の持ち出しによって減少しているものと考えられた。また、一部では排水不良や地下水位が高い地点が存在し、池付近では地表から約90cmの位置に地下水位がある。

本園では、土壌改良として客土の敷均しを実施している。土壌組成は、植物の生育環境に大きく影響するため、一度に改変することはせず、計画的に継続して行っている。

現在、植栽地の土壌改良は全体の3割程度が進んでいる。

## （２）動物の管理

---

本園の池は、沢渡りの付近に設けられた休憩施設が「畦が池亭」と呼ばれるなど、蛙などの動物相も豊かで、昭和の初期には青蛙やホタルも見られた。しかし、昭和 50 年頃から錦鯉を放流し、メダカやアメンボ、貝類などの水生動物のほとんどが絶滅してしまった。

近年では、錦鯉やアメリカザリガニなどの駆除を行うようになり、池では徐々にミズスマシなど水生昆虫が生息し、カルガモが繁殖、カワセミが訪れる様子を見ることができる。また、池にはクチボソを放流し、池の中の水生生物及びそこに訪れる鳥など生き物の賑わいを感じられる。一方で、アメリカザリガニやミドリガメなどの外来生物が増え、特にミドリガメは祭礼や縁日などで買い求めた亀が大きくなると飼育困難になり百花園に捨てにくる様子が見られた。

これら水辺の外来種は、水生植物の育成に重大な影響を及ぼしている。このため、特定の生物については除去することが必要である。

1-2 水の管理

本園の池は、以前に外周にあった堀とつながり、池の水を取水・放流していた。かつては、水は豊富にあったと思われるが、現在は都市化によって水の供給源は失われ、地下水を水源とし循環により水質を維持している。

また、昭和50(1975)年頃に錦鯉を放流し、その後錦鯉がきれいに見えるように透明な水にすべきという声が多く寄せられるようになった。元々は生物相が豊かな沼のような池であったが、景観上よりきれいな水質の向上が求められるようになった。

本園の池の水質は悪く、地下水の水質の悪化が原因と思われる。また、ろ過設備の状態が悪く、かなりの頻度で目詰まりが起き、循環設備の改修が必要な状況である。さらに、ろ過設備が現代的な意匠であり、江戸の草庭の景観にそぐわない外観となっている。

吐水口である滝では、大きな音を立てて水が出ており、また、滝の構造がモルタル積であることから、庭園の景観と合っていない。滝の構造、水量、水流など本園にふさわしい池となるような改修が必要である。

池の護岸は、細い丸太杭(9cm以下)の丸太護岸とし、周辺の植栽地から丸太の天端に、向かってのり面をやや下げて擦り付け、水面より丸太天端を少しだけ出すように水辺の景観に配慮した設えを行っている。

池の水質は、毎年5月頃から9月頃までは水温が20℃を超え、アオコの発生が11月頃まで見られる(表3-1)。

表3-1 池の水質(平成28(2016)年1月~令和元(2019)年12月)

年	平成28(2016)年											
水質調査項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水温(℃)	12.5	12.1	16.8	18.2	21.5	21.2	23.7	24.4	21.6	19	15.4	12.8
外観	透明	透明	アオコ若干発生	アオコ若干発生	アオコ若干発生	アオコ発生	アオコ発生	アオコやや発生	アオコやや発生	アオコ発生なし	アオコやや発生	透明
臭気	無	無	やや有	無	無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無
透視度(cm)	130	120	120	120	125	125	125	123	25	127	97	95
COD(mg/L)	10	10	20	10	13	20	13	10	13	20	13	10
年	平成29(2017)年											
水質調査項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水温(℃)	9.8	14.1	11.5	19.1	20.4	25.8	22.3	22.9	22.3	16.9	15.0	11.4
外観	透明	透明	懸濁状態	透明	アオコやや発生	アオコ発生	濁りなし	アオコ発生	アオコやや発生	アオコ発生なし	アオコやや発生	透明
臭気	無臭	無	無	無	無	ほぼ無	無臭	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無
透視度(cm)	130	130	15	75	125	120	85	120	93	93	125	125
COD(mg/L)	20	13	13	13	13	20	5	13	20	10	20	10
年	平成30(2018)年											
水質調査項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水温(℃)	13.8	14.3	8.7	18.4	21.2	19.2	27.2	22.0	21.7	18.8	16.2	14.7
外観	透明	透明	暗緑色	透明	アオコやや発生	アオコ発生	アオコ発生	アオコやや発生	アオコやや発生	アオコ発生なし	アオコ発生なし	透明
臭気	なし	無	なし	なし	無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無	ほぼ無
透視度(cm)	130	130	90	90	90	100	100	120	100	93	125	125
COD(mg/L)	10	10	4	20	10	13	20	20	13	10	10	10
年	平成31(2019)年					令和元(2019)年						
水質調査項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
水温(℃)	11.2	14.2	17.5	16.9	18.8	20.0	22.7		21.0	17.7	15.0	14.4
外観	透明	透明	懸濁状態	やや濁りあり	やや濁りあり	濁りあり	やや濁りあり		やや濁りあり	透明	透明	やや濁りあり
臭気	無	無	無	無臭	無臭	無臭	無臭		臭気あり	無臭	無臭	無臭
透視度(cm)	130	130	10	113	114	70	105		115	120	117	107
COD(mg/L)	13	10	20	5	5	5	5		5	5	5	5

## 2. 活用における取組の現状

### 2-1 利用状況

社会情勢の変化や外国人客の増加等により、来園者の動向やニーズにも変化が見られるようになった。活用における取組の現状を把握するため、近年の来園者の動向と利用について、以下に整理する。

#### (1) 来園者の動向

本園の平成元（1989）年度から令和元（2019）年度までの来園者の推移を表3-2に示し、令和元年度の月別入園者数を表3-3に示す。

来園者数は、平成元年度以降約11万人～19万人と年度によって異なっているが、直近3年間では12万人前後とやや少ない状況である。

また、外国人来園者数は集計を始めた平成26（2014）年度では1,000人で総来園者数の0.7%であったが、年々増加傾向にあり令和元年度には2,653人となり総来園者数の2.4%を占めるまでになった。しかし、他の都立庭園と比較すると、総来園者数に対する、外国人の割合は低いものとなっている。

本園では、草花の観賞を目的とする来園者が多いことから、一部の月間（7、8、12月）の時期を除いては、平均して来園者が訪れている。一方で、9月・10月の「月見の会」や1月の「隅田川七福神めぐり」のイベント時には特に多くの来園があり、本園の入園者数はイベントの開催にあわせた増加が特徴として挙げられる。

表3-2 向島百花園の年度別入園者数

[人]

	平成元年 (1989)	平成2年 (1990)	平成3年 (1991)	平成4年 (1992)	平成5年 (1993)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	平成8年 (1996)
総入園者数	187,151	190,558	178,349	188,476	195,904	145,999	139,257	139,193
	平成9年 (1997)	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成16年 (2004)
総入園者数	125,817	123,794	124,674	107,595	128,437	134,838	128,275	105,883
	平成17年 (2005)	平成18年 (2006)	平成19年 (2007)	平成20年 (2008)	平成21年 (2009)	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)
総入園者数	119,111	151,203	150,844	157,306	158,354	166,591	149,874	138,918
	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	
総入園者数	143,212	133,572	151,412	121,213	118,963	115,643	110,156	
外国人数(%)	-	1,000(0.7%)	1,360(0.9%)	1,561(1.3%)	1,998(1.7%)	2,329(2.0%)	2,653(2.4%)	

表3-3 向島百花園の月別入園者数

[人]

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
入園者数	9,732	10,545	8,935	5,184	4,570	14,624
令和元年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月
入園者数	7,652	8,659	4,183	18,293	12,108	5,671

(2) 主要施設の利用状況

本園には庭園としての魅力を高める建物として、「御成座敷」と佐原家が経営する「茶亭さはら」がある。

「御成座敷」は、「御成の間（10畳・定員15名）」、「中の間（8畳・定員10名）」、芭蕉の像が飾られていた「芭蕉の間（8畳・定員10名）」の三部屋があり、「御成の間」と「中の間」は襖でつながり、「芭蕉の間」は廊下で分かれているが、襖をはずして二部屋、もしくは、三部屋を併せて使用できるようになっている（図3-1、2）。また、「茶亭さはら」から料理、飲み物、お茶菓子、お土産などを注文により取り寄せ、会食を楽しむことができる。平成30（2018）年度は、3,125人の利用があり、昼間は句会や茶会、食事会などに利用され、夜間は、同窓会などの会合に利用されている。



図3-1：御成座敷（外観）  
東京都公園協会ホームページ



図3-2：御成座敷（内観）  
東京都公園協会ホームページ

「茶亭さはら」は、佐原鞠塙からつながる佐原家が、東京都の設置許可を受けて、運営を行っている。なお、佐原家が本園で経営を続けているのは、昭和13（1938）年に小倉家から当時の東京市への寄付願いに（五代目）佐原鞠塙の居住、管理を継続する配慮からつながっているものである。

現在の建物は、昭和48（1973）年に建てられた木造平屋建てである。本園では売店として紹介され、簡単な飲食やお土産などの販売を行っている。お土産品には、百花園にちなんだお菓子類、寿星梅（梅干し）、都鳥の焼き物などが用意され、江戸時代の初代「佐原鞠塙」から続くお茶屋の雰囲気を残している（図3-3）。

なお、庭園の創業につながる関係者が、現在も庭園の管理運営への関わりを持つケースとしては、都立庭園の中で唯一のものである。



図3-3：茶亭さはら（外観）  
（令和元年7月5日）

### （3）来園者の利用の傾向

---

向島百花園において令和元（2019）年（7月14日～11月17日）に実施された利用者アンケート（回答者数100名）に基づき来園者の利用動向を整理する。

来園者の特性として、中学生以下から70代以上まで幅広い年齢層に利用されているが、40代以上が全体の82%を占めている。男女比では女性が全体の約2/3、男性が1/3の割合であった。

また、来園者の利用頻度は、初めての来園者が約3割、複数回来園している人が約7割とリピーターの利用が多い。

来園の目的では、来園者の約6割が花や樹木を楽しみに来ているという回答であった。

庭園の良い点では、「静かで落ち着いた雰囲気がある」や「季節の草花や樹木が楽しめる」という回答が多く、項目別満足度でも、特に「スタッフの応対」や「庭の趣き・風情」が非常に高いことから、風情のある静かな雰囲気も、庭園の魅力となっていると言える。こうした評価が本園のリピーターが多いことにつながっていると思われる。

一方で、利用者からは、「樹木・草花の充実」や「催事・イベントのさらなる充実」、「池水等、水系の改善」が比較的多くあがっている。

#### 2-2 多様化するニーズへの対応

---

近年の利用者の傾向として、少しずつではあるが外国人来園者数が増えていることが分かる。特に、自治体の観光案内所でのチラシ等の配布やインターネットなどで情報公開、都立庭園のスタンプラリー、旅行会社の周遊切符への特典導入などにより、東京スカイツリーからの来園者の誘致を積極的に図っている。また、SNSを活用した催しや園内植物などの紹介をこまめに更新し、常に新しい情報の提供に努めている。

来園者ニーズに対応するため、本園で実施してきた取組を以下に示す。

##### (1) 開園時間の延長

---

本園は原則、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除いて毎日開園している。開園時間は、午前9時から午後5時までである。

年末年始は休園中であるが、「隅田川七福神めぐり」の開催期間中は、福祿寿尊堂のエリアのみ墨田区により開放されている。また、イベント開催期間及びゴールデンウィークなどで開園時間延長を行っており、8月下旬の「虫ききの会」及び中秋の名月前後に開催される「月見の会」では午後9時までの開園とし、7月下旬から8月上旬までの大輪朝顔展では、開園時間を1時間早め、朝8時から入園できるようにしている。

##### (2) 園内行事の充実

---

本庭園の特色である「野草」「月見」「虫きき」等のイベントのほかに、風鈴の絵付け体験や和菓子作り教室、素焼きの器に絵付けをしていただき窯で焼き付ける楽焼体験などイベントが実施された。また、これまでの江戸園芸展示のノウハウを活かし、古典菊の展示や春の七草籠の展示など、新たな魅力の創出に取り組んでいる。

本園の年間行事を表3-4に示す。

春は江戸時代から続く伝統園芸植物である「サクラソウの展示」を、サクラソウの保存・普及活動を60年以上にわたり続けている「さくらそう会」の協力のもと、開催している。また、春から夏にかけては、庭園を彩る数々の草花を、植物研究家のガイドによる観察会を実施している。

春と秋の2回、明治以降に来園記念として評判を得た楽焼き（席焼き）を再現し、参加者は素焼きの器に絵付けをし、窯で焼いたものを持ち帰っている。

夏には風物詩の一つとなっている「大輪朝顔展」を地元「墨田朝顔愛好会」が育てた大輪のアサガオの鉢展示を行っている。展示のほかにも「墨田朝顔愛好会」の協力のもと大輪朝顔の育て方教室、大輪朝顔の押し花教室などのイベントを開催している。

8月には、江戸時代から続く伝統行事「虫ききの会」を開催し、行灯やぼんぼりに照らされた幻想的な夜の庭園とともに、虫の音を聞きながら秋の訪れを感じ、鳴く虫を観賞しながらその風情を楽しむものである。虫きき会の期間中は、虫の展示、鳴く虫の育て方教室、放虫式、絵行灯の点灯、茶会（野点）、虫細工教室などの数々のイベントが開催される。

中秋の名月前後には秋の夜の月を鑑賞する「月見の会」「萩まつり」が開催される。

## 東京都における文化財庭園の保存活用計画（向島百花園）

「月見の会」の期間中にお供え式、絵行灯の点灯、茶会や箏の演奏などを開催している。

また、「萩まつり」では、「ハギのトンネル」などハギの見ごろの時期に合わせ開催し、茶会のほか、「萩」を題材に俳句・和歌を俳句帳に書いたり、新内流しをしたりするなどの数々のイベントを開催し、園内の草花や風景を一緒に楽しむようなものとしている。

11月には、菊の開花時期に合わせて、古典菊の展示と菊にまつわる催しを開催し、期間中は、古典菊・菊盆栽の展示のほか、菊の育て方教室、庭園案内を実施している。

1月には、春の七草展示として、献上七草籠のほか、ジャンボ七草籠や地植えの春の七草を展示している。

2月～3月にかけては、「梅まつり」が開催され、園内の20種類近くの梅の観賞とともに、江戸大道芸、すずめ踊りなど江戸の趣を楽しむことができるイベントを開催している。

### Ⅲ 向島百花園におけるこれまでの取組

表 3-4 向島百花園年間行事（平成 30（2018）年度）

開催月	行事名	主な内容
4月	サクラソウの展示	江戸園芸サクラソウの展示会
5月	楽焼体験	かつて百花園で行われていた隅田川焼の形式の一部を再現した体験教室を春と秋に実施（年2回）
6月	季節を感じる和菓子作り教室	伝統の和菓子作りを通して、庭園の季節を感じる体験教室（年2回）
6～8月	都立庭園フォトコンテスト	都立庭園の魅力的な風景写真を募集するフォトコンテスト
7月	七夕飾り	来園者参加による短冊等の飾りつけ・七夕飾りの展示
	江戸風鈴絵付け教室	江戸下町の夏の風物詩であった江戸風鈴の絵付け体験教室
7～8月	大輪朝顔展	墨田朝顔愛好会と連携した、大輪朝顔の展示や育て方教室等
8月	伝統行事に明かりを灯そう	伝統行事開催時に園内に展示する行灯を利用者参加で制作
	虫ききの会	鳴く虫の展示、放虫式、絵行灯の展示、茶会等
9月	月見の会	お月見のお供え、箏の演奏会、絵行灯の展示、茶会等
	季節を感じる和菓子作り教室	伝統の和菓子作りを通して、庭園の季節を感じる体験教室（年2回）
9～10月	萩まつり	萩にちなんだ俳句の募集、伝統芸能の公演、茶会等
10月	楽焼体験	かつて百花園で行われていた楽焼き（席焼き）を再現した体験教室を春と秋に実施（年2回）
11月	菊が彩る江戸花屋敷	小菊盆栽を中心とした菊の展示、菊の育て方教室等
	庭さんぽ	庭園職員による庭園案内（年2回）
	いい庭（1128）の日は庭園へ行こう！	11月28日をいい庭（1128）の日とし、歴史ある貴重な文化財庭園の価値や魅力を発信
11～12月	紅葉めぐりスタンプラリー	都立庭園の紅葉の見ごろに合わせたスタンプラリー
12月	伝統技能見学会	伝統技能の解説付見学会
12～1月	春の七草展示	籠に仕立てた春の七草、地植えの春の七草の展示
2～3月	梅まつり ～梅花彩る江戸花屋敷～	梅にちなんだ俳句の募集、伝統芸能の公演等
2月	庭さんぽ	庭園職員による庭園案内（年2回）

### （3） 花の見どころの提供

来園者に花のある景色を楽しんでもらうため、本園には、花や植物を見せる施設として、「ハギのトンネル」「花の棚」「池と水生植物」などがある。

#### 1) 春の七草

古来より災いを去り、富貴を得られるといわれ、正月7日に七草粥として食されてきた春の七草（セリ、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ、スズナ、スズシロ）を、本園では毎年籠に仕立て、「七草籠」（図3-4）を皇室に献上するとともに、本園で職人による七草籠制作を実演した見学会と、「献上七草籠」や直径約50cm高さ約1mの「ジャンボ七草籠」、「地植えの春の七草」等の展示（図3-5）を行っている。



図3-4：春の七草（献上七草籠）  
（平成30年1月8日）  
東京都公園協会ホームページ



図3-5：春の七草（地植えの七草）  
（平成30年1月11日）  
東京都公園協会ホームページ

#### 2) 鞠塙の七草

本園に入った正面の広場に面して「秋の七草」「夏の七草」の展示植栽がある。

「秋の七草」では山上憶良の詩歌を記した看板とともに、秋の七草（ハギ、キキョウ、クズ、フジバカマ、オミナエシ、オバナ、ナデシコ）の地植えが楽しめる（図3-6）。「夏の七草」は古来より七夕の花として飾られたのもの（キク、キキョウ、ハス、オミナエシ、シマズキ、コグルマ、センノウ）で、花束が扇形に仕立てられる花扇（ケセン）七草とも呼ばれ、地植えで展示している（図3-7）。



図3-6：秋の七草（令和3年6月23日）



図3-7：夏の七草（令和元年8月15日）

### 3) ハギのトンネル

ハギのトンネルは、ハギを竹の柵にはわせてトンネル状にした植込みで、本園の一つの名物となっている。9月下旬には全長約30mにわたって花のトンネルになる(図3-8)。



図3-8：ハギのトンネル(令和2年9月)

### 4) 棚もの

花の棚は、藤棚があり、4月下旬から5月上旬に見頃を迎える。また、園内には他であまり見られないクズ、ミツバアケビの棚(図3-9)がある。

クズは夏に紫紅色の花を、ミツバアケビは春に黒紫色の花をつける。

また、ヒョウタン、ヘチマ、ヘビウリ等は棚(図3-10)で栽培する一年生つる草で、7月頃開花し8月から9月にかけて結実して棚から下がる。



図3-9：クズの棚(令和元年7月5日)



図3-10：ヘチマ、ヒョウタンの棚(令和元年9月27日)

### 5) 水辺の植物

本園の池は、自然の沼池の趣をたたえた池である。一画にはスイレン、コウホネなどが植栽され、色とりどりの花を咲かせる(図3-11)。

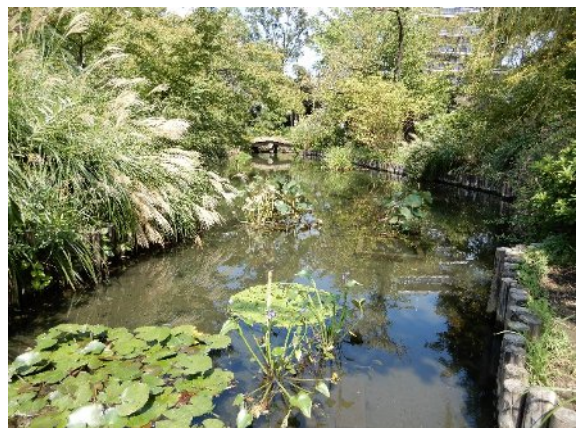


図3-11：水辺の植物(令和元年9月27日)

### 6) ウメ

本園はかつて、「新梅屋敷」として梅の名所として親しまれ、現在は70本程度の梅が植栽されている。園内の梅の種類には、月影・初雁・白加賀・道知辺・鹿児島紅等約20品種がある。毎年2月には、「梅まつり～梅花彩る江戸花屋敷～」として、梅の花を楽しむイベントを開催している（図3-12）。



図3-12：梅の開花の様子  
東京都公園協会ホームページ

### 7) サクラソウ、アサガオ、キクの展示

本園では季節に合わせ様々な花の展示を行っている。春には野草の特別ガイドに合わせ、江戸の伝統植物であるサクラソウを展示（図3-13）し、春の訪れを楽しみながら植物に親しむ催しを開催している。

夏には風物詩の一つとなっている「大輪朝顔展」を開催している。地元の「墨田朝顔愛好会」の方々による大輪のアサガオを約500鉢展示している（図3-14）。

秋には江戸の園芸文化により多くの品種が誕生した「古典菊」の展示（図3-15）を行っている。本園では、菊の開花時期に合わせて、古典菊の展示と菊にまつわる催しを開催している。



図3-13：サクラソウの展示の様子  
東京都公園協会ホームページ



図3-14：大輪朝顔展の展示の様子  
東京都公園協会ホームページ



図3-15：菊盆栽の展示の様子  
東京都公園協会ホームページ

8) 季節ごとの鉢物展示

上記に加え、群芳暦、万葉集に記載ある植物や、史資料に描かれた植物を再現した鉢物を展示している。

(4) ユニバーサルデザインの対応

都立庭園では、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、文化財庭園の本質的価値を損なわないよう配慮しながら、人的サポートや福祉用具の使用などの管理運営による対応や施設整備による対応を検討し、車いすの無料貸出、バリアフリールートを表示などの対応を行ってきた。また、新たに整備する箇所においては、文化財に配慮しながらユニバーサルデザイン化を図っている。現在本園では図3-16のように、バリアフリーで園内の主要動線を回遊して通行することが可能となっている。

また、外国人来園者への対応として、英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語、フランス語、スペイン語表記のパンフレットを作成し、配布しているほか、「FreeWi-Fi&TOKYO」を活用した無料公衆無線LANの導入を行っている。

バリアフリールート

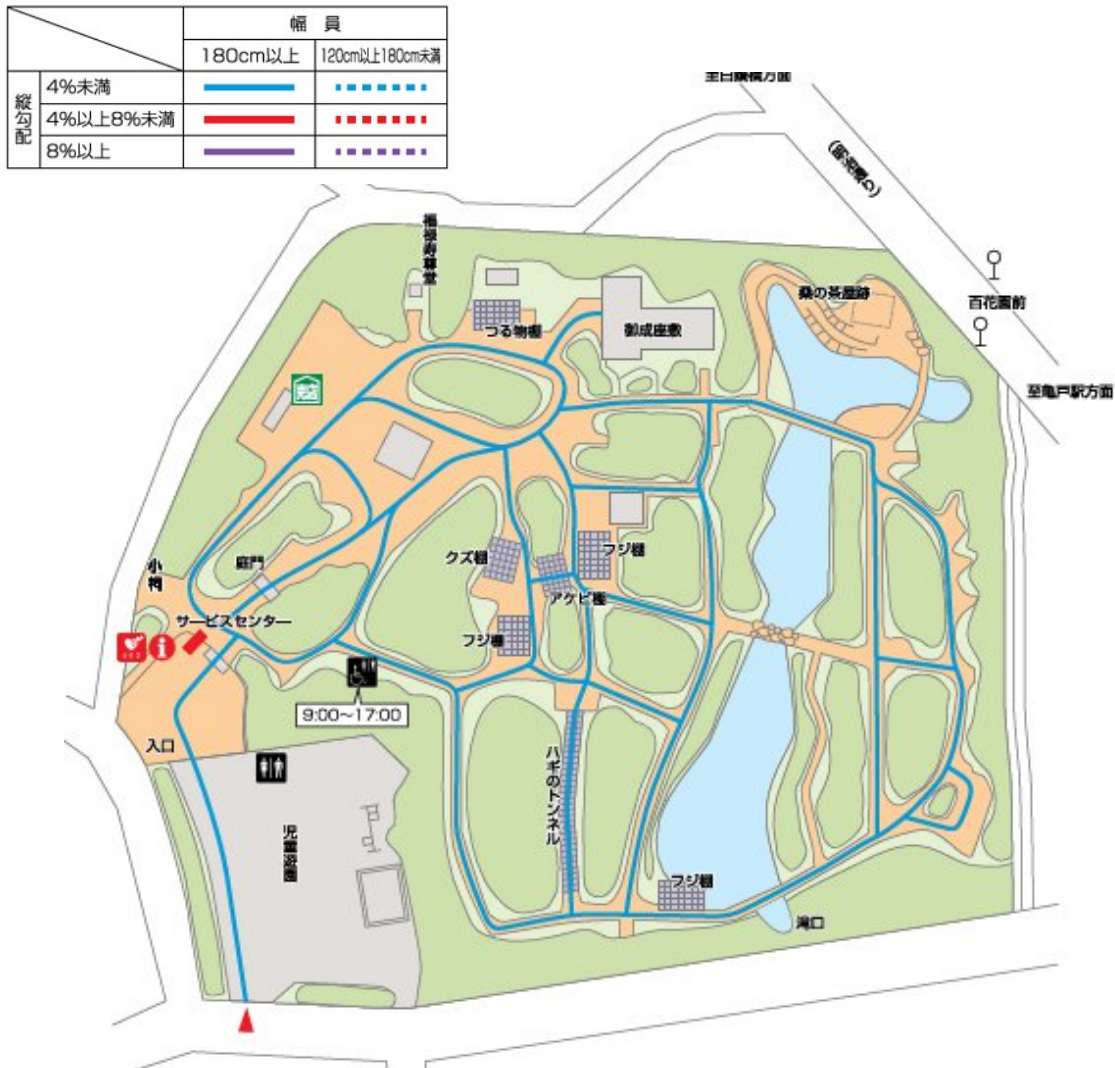


図3-16：本園内のバリアフリールート

（５） 救急蘇生措置など高齢社会への対応

高齢化の進行に伴い本園の来園者も高齢者が多い。AED（自動体外式除細動器）を管理事務所に設置し、庭園職員には応急手当やAEDの研修を実施している。また、管理事務所には上級救命講習を修了した職員を配置し、緊急の事態に備えた態勢を整えている。

（６） 回遊ルートを紹介

東京都公園協会が発行・販売している本園のガイド『向島百花園 200年の歴史、江戸の花園』では、散策時間の異なる2つの回遊ルートを紹介している（図3-17）。



図3-17：本園内のモデルコース

(7) 地域との連携

地元自治体や周辺施設、民間企業等との連携を強化することにより、庭園のプロモーションの積極的な展開、庭園をめぐるスタンプラリーの実施、ウエルカムチケットの活用など、新たな客層の獲得につながる魅力づくりや利用者サービスの向上等を図っている。

毎年6月4日（ムシの日と呼んでいる）には、虫ききの会、月見の会に協力していただく団体（せせらぎ俳句会・俳画会、百花園茶会、お琴の会、絵行灯の表具師の方々、茶亭さほらの方々、墨田区観光協会）と打ち合わせ会を行い、イベント内容の確認、調整を行っている。さらには、墨田区観光協会やその理事会にもイベント情報を共有し、墨田区とも一体的なPR活動を行っている。

また、「ななくさの会」では、本園に関連する情報誌の発行し、さらに「春の七草籠」の自主制作などに取り組んでいる。近隣の小学校や保育園の校外学習や園外保育にも活用され、近年ではこども向けリーフレットをもとに、本園の職員から説明を聞く姿をよく見かけるようになった。また、小学校の校外学習では、毎年のように子ども達が本園の職員から説明を受け 中学校では、職場体験の場としても毎年数校の中学校から、園芸職のお手伝い体験の生徒に活用されている。

なお、本園では5団体 203人（平成30（2018）年度現在）のボランティア団体が活動している。

主な活動団体を表3-5に示す。

表3-5 向島百花園の主な活動団体（平成30年（2018）現在）

団体名	活動内容	人数（人）
隅田川七福会	歴史的行事の振興	6
せせらぎ俳句会・俳画会	百花園伝統行事「虫ききの会」「月見の会」への協力	50
墨田朝顔愛好会	百花園大輪朝顔展への協力	45
百花園ガイドの会	庭園ガイドの会	32
墨田区ラジオ体操連盟 向島地区	百花園の児童遊園の清掃のボランティア、ラジオ体操の実施	70

### 3. 整備における取組の現状

整備における取組の成果をゾーンごとに以下に示す。

平成 22（2010）年度改定の「東京都における文化財庭園の保存管理計画」を基に、本園の特色により、図 3-18 に示す 5 つのゾーン及び A～H の地区に分けた。

本園における整備の取組の成果をゾーンごとに以下に示す。

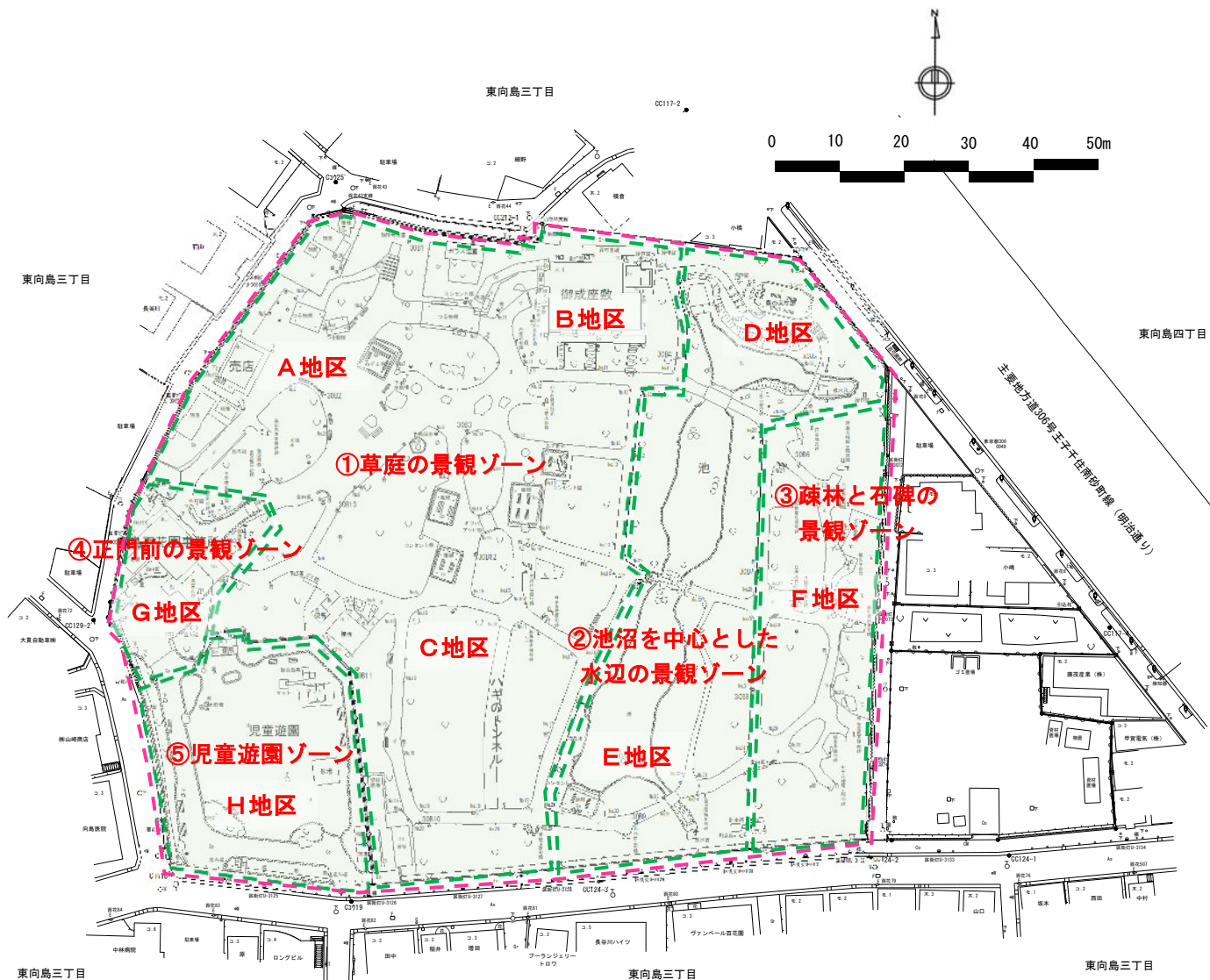


図 3-18：景観ゾーン及び地区区分図

#### ① 草庭の景観ゾーン

本ゾーンには、便所、御成座敷、あずまやなどの建築物が多くある。

昭和 33（1958）年に集会場として建てられた御成座敷（図 3-19）では、昭和 60（1985）年度に改築工事を行い、平成 30 年（2018）度にはバリアフリー化のための改修工事を行った。

また、昭和 47（1972）年度に園内に男子・女子用の便所（図 3-21）を設置し、平成 18 年（2006）度は隣接して車椅子利用者用便房（図 3-22）を設置した。令和 2（2020）年度に老朽化のため改修工事を行ったが、車椅子利用者用便房についてはプレハブ仕様のため、オストメイト機能がないなど課題が残る。

平成 26（2014）年度には 2 つのあずまやを撤去し、新たなあずまやを設置している（図 3-20）。設置に当たっては、柱などに自然素材を使用し、園内の風情を乱さないように配慮している。



図 3-19：御成座敷  
（令和元年 7 月 5 日）



図 3-20：あずまや  
（令和元年 7 月 5 日）



図 3-21：便所（女用）  
（令和 3 年 5 月 18 日）



図 3-22：便所（男用・車椅子利用者用便房）  
（令和 3 年 5 月 18 日）

## ② 池沼を中心とした水辺の景観ゾーン

本園の池では、これまでも水質を改善する取組が行われてきた。

昭和 60（1985）年には、池底の浚渫（厚さ 50 cm～1 m 程度）を行い、続く昭和 62（1987）年には池水質浄化設備設置工事として、浄化装置（2 組）、濾過槽（2 箇所）循環ポンプ（2 台）、排水ポンプ（2 台）を設置した（図 3-23、24）。さらに、平成 2 年度に池浄化機械設備改修工事として、マイクロストレーナーによる濾過装置を設置し、水質の改善に取り組んでいる。また、平成 17 年度にサービスヤードの裏にある既存深井戸の揚水量を維持するため、井内のブラッシングや井底の浚渫を行い、供給する水源の確保を行っている。

池の修景に当たっては、昭和 60（1985）年度、平成 2（1990）年度に乱杭護岸の改修を行っている（図 3-25、26）。護岸改修は、既存杭を撤去せず既存杭の裏又は表側に新しい杭を設置した。昭和 60（1985）年度の工事でも護岸改修を行い、池側に新たに乱杭を設置し、背面に荒木田土を埋戻した。さらに、平成 2（1990）年に部分的ではあるが、護岸改修を行った。また、平成 2（1990）年度の工事では、滝口からの流れに、新たに石護岸を設置し、橋の改修などを行っている。



図 3-23：濾過装置  
（令和元年 7 月 5 日）



図 3-24：濾過装置（マイクロストレーナー）  
（令和元年 7 月 5 日）



図 3-25：池の乱杭護岸  
（令和元年 7 月 5 日）



図 3-26：池の乱杭護岸（拡大）  
（令和元年 7 月 5 日）

#### ③ 疎林と石碑の景観ゾーン

本ゾーンを含め園内に点在する石碑については、平成 22 (2010) 年度に石碑の補修や据え直し、石材表面の撥水剤塗布などを行っている (図 3-27)。



図 3-27 : 石碑  
(令和元年 7 月 5 日)

#### ④ 正門前の景観ゾーン

昭和 53 (1978) 年度に庭園再有料化に伴い、券売窓口併設のため、建物の一部を改築し、現在の管理事務所の形となった (図 3-28)。

管理事務所の窓口が高い位置に設定されるなど利用しにくい状況である。



図 3-28 : 管理事務所  
(令和 3 年 5 月 18 日)

#### ⑤ 児童遊園ゾーン

昭和 62 (1987) 年度、ステージ、ジャングルジム、ブランコなど遊具等を撤去し、ブランコ付複合遊具へ改修するとともに、区道との境界に植栽帯を設ける全面的な改修工事を行った (図 3-29、30)。また、昭和 55 (1980) 年に設置した便所については、老朽化とバリアフリーのため令和 2 (2020) 年に建て替えを行っている。なお、昭和 54 (1979) 年には、墨田区自治会が設置許可により防災倉庫を設置している。



図 3-29 : 児童遊園 (広場と遊具)  
(令和元年 7 月 5 日)



図 3-30 : 児童遊園 (西側通路)  
(令和元年 7 月 5 日)

## ⑥ その他

管理ヤードとして、昭和 62 (1987) 年度にはゴミ集積所の改修、新たに土砂置場を設置（図 3-31）した。また、児童遊園及び南側歩道沿いのコンクリートの万年塀を撤去し、歩道側に植栽地を設け、敷地外周には中を見通すことができる PC 柵に替えている。

平成 4 (1992) 年度には、都市計画変更により用地を取得した拡張区域で、給排水設備や外周の植栽などを行いサービスヤードとして使用している（図 3-32）。サービスヤードでは、主に展示する植物を栽培し、花などが見頃になると園内に運び、来園者に季節ごとの植物を提供している。



図 3-31：土砂置場  
（令和元年 9 月 3 日）



図 3-32：サービスヤード  
（令和元年 9 月 3 日）

平成 27 (2015) 年度には、老朽化し、倒壊の恐れがあった東側・南側外周のコンクリート組立柵を撤去し、新たに竹で目隠しを施したフェンス柵（図 3-33）を設置し、平成 28 (2016) 年度には、同様に西側・北側外周について板塀フェンスを設置している。これらの柵は、周辺の街並みへの景観にも配慮されている。

合わせて外周部の庭園計画や主要景観に影響を及ぼす樹木の伐採等を行ったが、明治通りと接する箇所（図 3-34）については、植栽の遮蔽・遮音機能が十分でないなどの課題がある。



図 3-33：外周柵  
（令和 2 年 1 月 20 日）



図 3-34：明治通り沿いの板塀と植栽  
（令和元年 7 月 5 日）

## IV 保存活用の理念と方針

### 1. 保存活用の理念

本園の価値を守りながら、社会情勢や来園者ニーズを考慮し、多様な保存活用方策の実施を図っていくことを目的として、本園における今後の保存、活用・運営、整備に関する「理念」について、以下にまとめる。

#### (1) 保存

本園は、江戸の町民文化が開いた江戸後期に作庭され、江戸時代の花園として現代に僅かに残る貴重な庭園である。花咲く草木の観賞を中心とした民営の花園として、大正時代まで一貫して個人が経営していた庭園という特徴があり、当時の江戸の園芸文化や風情を伝える草木の展示やその楽しみ方については、引き続き保存していくべきものである。

本園は、庭門をくぐり梅林の景観や、広場の季節ごとの植物の展示、さらには、区画に分かれた植栽地を散策し、または休憩施設から眺めながら季節感のある草庭の楽しめる景観、奥には南北に細長い池と周辺の水生植物や、点在した石碑など本園の特徴的な景観が存在している。このような、江戸時代の大名庭園とは異なる歴史と特色をもった庭園であることを十分に考慮しつつ、園全体の総合的な作庭意図や細部の意匠等、その利用のあり方の保存、継承に努めるものとする。

また、本園の景の背景となる本園の周辺について、「月見の会」などを楽しむことから、文化財庭園にふさわしい景観を保全していくよう働きかけていく。

#### (2) 活用・運営

本園は、江戸時代の花園として引き継がれる数少ない庭園である。来訪者の多くは、季節ごとの草花の観賞に興味を持っていることから、こうしたニーズにも対応した四季の花々の提供と、風情やストーリーなどを演出した楽しげな草花の展示を行う。

個人が経営する庭園として、本園は作庭当時より江戸の町民が季節の草花を観賞し、隅田川七福神めぐりなどの催事を楽しむ場として利用されてきた。このような、江戸から続く園芸の文化に触れ、体感できるような利用を基本として、日本の庭園文化の豊かさを満喫させる運営を実現していく。

本園ではこうした江戸の園芸文化を題材とした活用や運営により、幅広い年齢層への普及啓発に努め、庭園の愛好者を増やし、新たなサポーターへと成長していくよう働きかけていく。また、来園した人々が、障碍の有無、言語の違い等を感じることなく、本園や日本の庭園文化の素晴らしさを理解できるよう、各ゾーンの空間特性を踏まえた解説や案内、追体験などの活用方策を具体化し、進めていく。

### （3）整備

---

本園の整備を行う際は、遺構の状況や史資料に基づき検討することが重要であり、整備に伴い遺構が壊されぬよう保護する必要がある。

施設整備の際には、施設単体の景のみならず、園全体の景に調和したものとなるように計画、設計、整備に取り組む。サイン等の案内施設、既存の管理施設、便益施設等の適切な機能、規模、配置、意匠、構造等についても検討することが重要である。また、本園は、江戸の情緒や風情を大事にしていることから、使用する素材や形状、色彩にも十分に留意する必要がある。

来園者に高い満足を与え、多様化するニーズに応えるためにも、施設の整備に当たっては、外部有識者や関係機関等と協議し、細心の注意を払って計画的に整備していく。

## 2. 保存活用の課題

---

### (1) 保存

---

保存に当たっては本園の特色を考慮し、園全体の本質的価値の保存・継承に努める。

本園は江戸時代から続く庭園として、大名庭園などとは異なり、草本類と池と木を主体とした庭であり、江戸当時の大衆の嗜好を反映した庶民的な庭園構成を特徴としている。また、非常に狭い面積ながらも様々な草本が配置されている。したがって、来園者の細部を見つめる視線に留意した草花配植や護岸などの構造物の細やかな仕立てなどによる、気取りのない下町の花屋敷の雰囲気大切にすることが必要であるとともに、現場ではそうした植物の管理が柔軟に行えることが重要である。

園内の風情を大切にするとともに、来園者の動線、視点に立ってどう見えるかといった景観ゾーンごとの役割や園全体における作庭意図の理解と認識の共有が不可欠である。特に本園では、植物の展示が重要な要素を占めることから、建物内部からや、要所に設置された視点場からの植物の見せ方、梅林の景観、園路の線形やシークエンスの展開、石碑や池などの施設との関係などに十分な配慮が必要である。さらに南北に細長い池には、眺望に適した視点が明確に存在するため、これらの視点場からの景観は特に重要である。

本園は草庭であるため、独特な管理手法が求められるが、雑然となることを努めて避け、草花を楽しむ庭としての維持管理を図る。また『群芳暦』所収の植物再現の可能性を探るとともに利用者の嗜好も考慮し、下町の花屋敷の佇まいを感じさせる雰囲気を維持する。園芸種については交雑の問題もあるが、現在の苗の供給事情や、花屋敷が必ずしも種の厳密さのみを追求する場でないことを考え、弾力的に対応する。

本園では、植物の成長や庭門、四阿、藤棚などの材料である木材や竹等の劣化など経年変化があることを踏まえ保存管理を行う。これら経年変化は、園全体の景観に大きな影響を及ぼすことから、継続的かつ計画的に補修や修繕等を行う必要がある。また、石碑については、地震などの災害や、悪戯などによるき損に対しても十分に注意しなければならない。古くは江戸時代から建てられているものがあり、経年劣化による割れやひび、石材の浮きなどに対し定期的な点検と適切な時期による補修など計画的な検討が必要になってくる。

植物の成長については、展示対象となる植物のみに限らず、展示植物の日照など生育状況や場の雰囲気に影響を与える周辺の植栽も考慮する。このような配慮に基づき、日頃の点検等を通して計画的に取り組むことが重要となる。植物は日常の管理でも気づき難い点もあることに注意しなければならない。

### (2) 活用・運営

---

本園では初代鞠塙の作庭以来、様々なアイデアをもとに催事を行い、来園者を呼び寄せ、楽しませてきた。初代鞠塙や文人達が詩歌にゆかりの深い草花を集めて作庭した江戸時代の文人庭として、軽やかで洒脱な雰囲気の中での草花観賞や、その楽しさを盛り上げる催し等、伝統と雰囲気を維持することが必要である。本園の価値の理解を深めるには、歴史や植物の表示、解説等の整備は、本庭園の特性から特に重要である。

本園は江戸の町民文化や園芸文化を今に伝える貴重な庭園として、重要な観光資源ともい

えることから、今後、その価値をさらに発揮し、活用・運営を行うため、様々な江戸の園芸文化に関する展示や催事などの実施を検討していく。

本園は向島界限において、江戸時代からの歴史を持つ地域を代表する観光地でもあることから、周辺の施設と連携したエリアでの活用を目指す。近年は、様々な情報伝達ツールも発展していることから、地元自治体や地域などと情報を共通し、地域の活性化とともに積極的に情報を発信していくことが必要である。

活用・運営に当たっては、来園者の欲求や動向を把握し、より一層の来園者の満足度を上げていくような活用策について、有識者や関係機関とともに協議しておく必要がある。

### （3）整備

---

本園は、明治の大洪水、昭和の戦災による壊滅的な破壊を受けている。戦災を免れた福祿寿尊堂や石碑を除き現在ある施設のほとんどは、戦後に設置されたものである。現在ある施設については、材質や形状にこだわりを持って江戸の風情や雰囲気を感じられる作りや管理を行う必要がある。特に、画一的な整備になりやすい園路や広場の形状、植栽地との境については、自然と調和した空間づくりを行う必要がある。

また、焼け野原となり荒廃した本園は年月を経て緑が成長し、現在は地域のまとまった緑地として認識されている。一方で、本園の景観や草本類の生育を阻害する支障木等や、生育不良となった樹木の伐採が必要となっている。成長が早く大きくなり過ぎた樹木周辺には代替えとなる樹木を植栽し、急激な景観の変化を避けながら徐々に樹木の転換を図っていく。

本園は他の庭園と比べ外周部に十分な厚さの緩衝帯がとれないため、外部からの環境圧を緩和する植栽は、より効率的な機能を持つよう検討する必要がある。また、周辺の中高層建築物による景観への影響が大きく、月見の会などの催事においては大きな影響を受けている。周辺の用途地域は、東側は敷地内も含めて商業地域（建ぺい率 80%、容積率 400%）で中高層建築物の建てやすい用途指定であり、その他は準工業地域（建ぺい率 80%、容積率 200・300%）となっている。そのため、周辺の開発状況に常に注意を払い、高木類の育成や剪定に十分な配慮と検討を行い、周辺の建築物への遮蔽効果を高めるように努める必要がある。本園ではこうした問題を踏まえ、植生の管理を全体的に見直す時期にあると言える。

現在の庭園利用では、障害をもつ人々や異なる文化の人々を想定し、高低差の解消や傾斜路の設置、案内板・解説板等の表記方法の充実など、様々な配慮が必要となる。こうした現代的なニーズを踏まえ、現地に即した解決を図りながら、庭園としての価値を保存するための整備が必要である。

また、本園は他の都立庭園と比較して敷地面積が狭い中に、管理事務所や御成座敷、便所、四阿などのほか、管理に必要な倉庫などの建築物が多く存在している。都市公園法においては、敷地面積当たりの建物の建ぺい率の上限が定められているため、本園の建物の用途を明確にして、文化財庭園としての活用のための整備にも考慮しつつ、都市公園法内の該当する施設として建ぺい率を超えない範囲で管理する必要がある。

## 3. 保存活用の方針

## 3-1 ゾーンごとの課題と保存活用の方針

5つのゾーンごとに、課題を踏まえた保存活用の方針を示す。

表4-1 課題と保存活用方針 (1/2)

ゾーン	課題	保存活用の方針
① 草庭の景観ゾーン	<p>江戸時代後期の初代鞠塙が作庭した草庭について、詳細な記録は残されていないができる限り再現し、来園者に江戸の園芸文化を感じられる場として維持管理していく必要がある。</p> <p>作庭時には、梅林として梅の本数と種類が多くあったが、現在は失われたものもあり、かつての梅林の景観を伝えきれていない。</p> <p>草花を觀賞する草庭として、草本類を植栽し展示しているが、周辺の樹木は成長し日照を遮ることで、植物の生育に影響を与えている。</p> <p>庭門をくぐった先は、本園の中心的な広場でありながら、植物の展示などで十分に活用されていない。また、売店（茶亭さばら）が奥まった位置にあり利用しにくい。また、管理事務所北側の展示スペースや、作業小屋前の通路にある解説板は、来園者に分かりにくい場所にあり、展示や解説の機能が十分に発揮されていない。</p> <p>管理事務所東側の空間が活用されていない。</p> <p>休憩施設や、施設周辺の植栽の維持管理については、本庭園の特性を活かして軽やかさと洒脱さが細部の意匠にまで現れるよう努める必要がある。</p>	<p><b>草花を觀賞する庭として、江戸の園芸文化を体験できる風情を保存活用する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草花は、『群芳暦』所収の植物の展示を検討し、梅林や春・秋の七草をはじめとする草花を主要な景観要素とし、きめ細かな維持管理を行う。</li> <li>・寿星梅のほか、『梅屋花品』に記載された品種及び実梅など、庭木として觀賞できる樹形であることに重点を置きながら、かつての梅林の雰囲気を感じられるように梅を補植する。</li> <li>・高木の整枝剪定、刈り込み物の高さ制御、本庭園にふさわしくない樹木の除去等を行い、日照等の草花の生育環境を改善する。</li> <li>・庭門周辺は、文人好みの草庭入口としてふさわしい草花配植を計画する。売店周辺の植栽の充実、添景物の修景など工夫し、入口広場としてふさわしい景観と機能を総合的に考える。</li> <li>・管理事務所東側の空間は、本園導入部にふさわしい展示スペースとして整備し、来園者に紹介する。</li> <li>・庭門や四阿、各種棚は、本庭園にふさわしい意匠を検討するとともに、周囲の植栽は、利用者の庭園の眺望に配慮し、高さを低く抑えるなどの管理を行う。また、萩のトンネル等の庭園施設の維持管理は、花期以外における景観についても配慮する。</li> </ul>

ゾーン	課題	保存活用の方針
<p>② 池沼を中心とした水辺の景観ゾーン</p>	<p>池の水質が悪く、夏期にはアオコが発生する。</p> <p>池の乱杭護岸が水面より高い位置にあり、絵図に見られるような水際の景観とは異なる。また、滝の吐出口から激しく水が流れ出て風情を感じられない。さらに、橋などが史資料に見られるような形状でなく、池全体として景観が変わってしまい、かつての美しい景観を来園者に伝えることができなくなっている。</p> <p>池の北側にある桑の茶屋跡が、十分に活用されていない。</p> <p>池浄化設備など現代的な機械設備が目につき景観上の問題がある。</p>	<p><b>池沼と一体となった草庭の景を保存活用する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池の水質を改善するとともに、清らかな水景として維持する。</li> <li>護岸乱杭は、柔らかさを持たせ、同一規格の材料を同一工法で連続させることを避ける。</li> <li>土橋、石橋（沢渡り）は、古い写真などを根拠とし、安全に配慮しつつ本来の形に修復する。</li> <li>池沼周辺の刈込み物は高さを整え、繁茂しすぎないように維持し、不適切なものは整理する。</li> <li>桑の茶屋跡は、休憩機能を持つ施設の整備や茶屋の解説を検討し、水景の北端の添景とする。また、桑の茶屋跡は池沼を眺望する場としてあり方を検討する。</li> <li>池浄化設備は改修し、景観に調和した目立たない意匠とする。</li> </ul>
<p>③ 疎林と石碑の景観ゾーン</p>	<p>樹木が適切に管理されず、大きくなることで鬱蒼とした雰囲気となってしまっている。特に柔らかな竹林の景観が失われ、本園の重要な風情が感じにくくなっている。</p> <p>樹木の枝が張ったり、草本類が繁茂することで、石碑を隠したり、人が近づけなくなり、石碑を觀賞することができなくなっている。</p>	<p><b>疎林と石碑から構成された都会の静けさの中で草木を觀賞できる快適な空間を保全する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花木を主とした疎林と多数の石碑を中心にした景観とする。</li> <li>既存の老齢のサクラをヤマザクラ系統に順次更新する。</li> <li>竹林は、範囲が広がらないようにしつつ、古い株を更新しながら、竹林内に光が入る程度の密度管理をする。</li> <li>刈込み物の高さの抑制、下草の整理、縁台の配置等は、石碑とそれを觀賞する人との関係を考慮する。</li> <li>園路沿いは、草庭らしい柔らかさを出す。</li> <li>アルミ縦格子柵については、庭園景観にふさわしい柵へ改修する。</li> </ul>

ゾーン	課題	保存活用の方針
④ 正門前の 景観ゾ ーン	<p>本園の入口としてふさわしい、修景された景観を演出することができていない。</p> <p>窓口がやや高くなっており、利用上不便である。</p>	<p><b>江戸の情緒を感じられる庭園の導入としてふさわしい空間の拡充と快適なサービスを提供する管理機能を備えた場として管理する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正門内広場は、草花を楽しむ庭園の導入部として広場機能を確保しつつ、入口としてふさわしく、かつ庭園と連続した景観となるようにする。</li> <li>・入口付近は分かりやすい動線とし、バリアフリーに配慮する。</li> </ul>
⑤ 児童遊 園ゾ ーン	<p>名勝指定範囲内にありながら、庭園（有料区域）と利用も景観も分断されている。さらに、庭園入口に向かって便所や水飲みが視線に入り、庭園の入口らしさが感じられない。</p> <p>かつては、梅林や料亭が建てられた場所であったが、児童遊園となってからは、地下遺構などの存在が不明確である。</p>	<p><b>地域の利用ニーズも踏まえつつ、文化財庭園とのつながりを感じられる空間として管理する、</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園部分とともに、梅を植栽する等、かつての梅林の雰囲気を感じられる空間とする。</li> <li>・地域と協働で開催するイベントスペースなどとして活用する。</li> <li>・梅林、料亭といった変遷の経緯を踏まえ、これらの地下遺構などの保存などについても配慮する必要がある。</li> </ul>

3-2 「本質的価値を構成する要素」以外の要素の保存活用の方針

「本質的価値を構成する要素」以外の要素について、保存活用の方向性を、以下に示す。

表4-2 施設ごとの保存活用の方向性

要素		保存活用の方向性
地形・園路	園路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曲線を帯びた草庭らしい線形へ修復する。</li> </ul>
植栽	植栽（本質的価値を構成する植栽以外の植栽）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 草花配植は、雑然とならぬよう注意し、植栽地と園路との境は自然と調和した空間となるよう適切に維持管理を行う。</li> <li>・ 外来種の植栽は、数量を抑え、場所を限定して植え付けるなど適切に行う。</li> <li>・ 枯損木や危険木は、来園者の安全に配慮して伐採等の適切な措置を講じるとともに、草花の生育に影響を与える樹木については剪定等適切に維持管理する。</li> <li>・ 実生木は適宜撤去する。</li> <li>・ 境界部の柵の遮蔽を兼ねた緩衝植栽を行う。その際、植栽が石碑の背景としても成り立つような配慮を行う。</li> </ul>
公開・活用施設	掲示板、案内板、解説板、御成座敷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統一感のある樹名板を設置する。必要に応じて解説付き樹名板を設置する。</li> <li>・ 来園者が本園の価値を理解し、庭園観賞を楽しめるよう、配置やデザインを見直し、改修を行う。</li> <li>・ 必要に応じて多言語対応とする。</li> <li>・ 解説板は、新たな事実が確認された場合には、内容の更新を行う。</li> <li>・ 御成座敷は、歴史性を踏まえながら、集会施設としてバリアフリーや多様な利用に対応した施設への改築を検討する。</li> </ul>
休養施設	縁台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来園者が快適に庭園観賞できるよう、適切に維持管理する。</li> </ul>
便益施設	売店、便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏期の熱中症対策など、来園者サービス向上のための方針を検討する。</li> <li>・ 便所は、配置等を含め改築の検討を行う。</li> </ul>
管理施設	ロープ柵、外周柵、照明灯、循環設備類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来園者ニーズの多様化を踏まえ、給排水や電気通信等のインフラを改修・拡充する。</li> <li>・ 近年の夏期の高温・乾燥対策のため、散水栓を増設する。</li> <li>・ 十分な池の水質が維持できていないことから、濾過装置を改修する。</li> </ul>
管理運営のための建物	管理事務所（入口含む）、倉庫、温室、ごみ集積所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来園者が快適に庭園観賞できるよう、適切に維持管理する。</li> <li>・ 管理ヤードの再編整備・庭園入口空間の整備の検討の中で、建物の再配置等の検討を行う。</li> <li>・ 老朽化した建物や現況で機能が不足している建物については、十分な検討を行い、新たな機能の追加や耐震性等安全性の確保、最新設備の導入を行う。</li> </ul>

## V 保存活用計画

### 1. 保存

#### 1-1 本園全体の保存の方法

本園の文化財的価値を高め、広く来園者の利用に供しながら次世代へと継承するため、本園全体に共通する保存の方法を示す。

##### (1) 本質的価値の把握

本園を適切に保存していくためには、本質的価値の明確な理解が不可欠である。

本園は江戸時代から続く庭園としては、東京都における他の文化財庭園とは全く趣を異にしていることから、その特徴を理解し、来園者の細部を見つめる視線に留意した草花の配植などによる季節ごとの風情を大事にした雰囲気づくりが重要である。

保存に当たっては、作庭意図が明確に理解されていない限り、正確な保存は難しい。史料に基づき、正確に作庭意図を把握する。次に、これまでの記録等を調べ、当初の作庭後にどのような作業が加えられたかを確認する。更に、これらを整理して、作庭意図と現況の間にある問題を整理し、これを関係者間の共通認識とする。

##### (2) 地割等の保存

地割は、作庭意図の重要な基盤であり、景観構成要素である。

作庭意図を保存するために現状維持を原則として、き損箇所があれば修復する。園路に、土砂の流出、踏圧による地形の変形、水たまりや轍がある場合は補修する。

なお、本園では園内を散策しながら草花を觀賞することを目的とするため、園路は歩きながら移り変わる景観を楽しめるように、柔らかい曲線を持った線形とし、また必要な箇所には滞留やすれ違いができるなど、園路に幅を持った構造とすることが適切である。

また、池周辺では水面と植栽基盤との高さを調整し、護岸の高さを下げるとともに植栽基盤を水面に向かってやや下げるようにする。その場合、植栽地の土壌水分条件がやや湿潤になることから、水生植物の導入とあわせ水辺の雰囲気味わえる景観をつくる。

##### (3) 地下遺構の保存

地下遺構については、発掘調査を行い遺構の状況を記録した後、保存すべき遺構と調査により攪乱された後の遺構と区別できるような状態で保存する。調査結果は記録を残し、後の工事等で攪乱されることのないように適切に保護する。

##### (4) 動植物の保存

植栽は植物という生物を扱った景観要素である。健全な植栽の保存のためには、日照・温度・水分等諸条件が整い、成長に必要な空間が確保され、汚染されていない大気など環境が

担保されているかが基本的な問題となる。保存のためには、植物が健全に生育できる環境を整えるとともに、作庭意図に沿って景観を構成する植栽を維持していく必要がある。

高木が大きく成長し日照を遮ることにより、草花の生育に影響を与えている箇所もあることから、今後はこうした樹木に対し、剪定や伐採、さらには更新など適切な方法を図っていく。さらに、園路沿いや池周辺の景観木のうち生育不良などが見られる樹木については、生育改善の処置を検討し、それでも難しい場合は更新をするなどの対応を検討する。更新に当たっては、視点場からの景観や、園路からのシークエンスなど、来園者にどのような影響を与えるのかなどの検討を行うことが重要である。また、伐採に当たっては、現状の緑を確保していることも踏まえ、伐採などの理由を整理し、関係者への協議が必要になる。

また、群芳暦にある植物にはクズのように放置しておくとな繁茂しやすい植物もあるが、できる限り適切な管理を行い展示のひとつとして取り入れることも必要である。

植物の適切な生育においては、植栽基盤の整備が重要である。これまでに実施してきた土壌改良を引き続き実施する。

#### （５）石碑等の施設の保存

---

本園には、景観を構成する特徴的な石碑がある。これらが、作庭意図に沿って配置され、風景の点景として成立し、かつ安全に維持されるよう保存する。異常等があれば補修する。

また、石碑は植物で遮蔽された場所に配置されているものも多く、周辺の樹木の枝葉や、草本類に覆われ、石碑に近寄りがたくなったり、形や表示を隠してしまったりすることがある。そうした石碑の周辺の植物は適切な管理を行い、石碑の存在がわかるようにしておく必要がある。

#### （６）その他の施設の保存

---

庭園には、上記の施設のほかに、解説板などの公開・活用施設、便所等の便益施設、休憩所等の休憩施設、外柵等の管理施設など多様な施設がある。それらは、それぞれの機能を常に十分に発揮できるよう維持補修されつつ、保存していく。

さらに、それらの施設については来園者に江戸の雰囲気を感じられるように、施設の素材を細部までこだわるのが重要である。自然素材を基本とし、表面の処理についても人工的なものは避けるようにする。

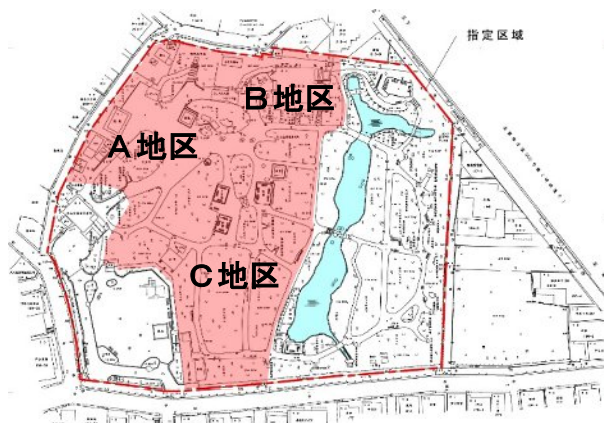
## 1-2 各ゾーンの保存の方法

各景観ゾーン及び地区区分における保存の方法を以下に示す。

3つの景観ゾーンごとに、課題及び課題を踏まえた保存活用の方針を示す。

## ① 草庭の景観ゾーン

草庭の景観ゾーンの保存の方法について地区ごとに分け以下に整理する。



## A地区の保存の方法

要素	保存の方法
建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祿寿堂周辺の修景整備を行う。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭門を通り過ぎた広場周辺では、本園の特徴である春の七草、秋の七草、夏の七草を展示していることから、これらの植栽地は周辺と景観を馴染ませながらも、展示植栽を際立たせるように、周辺の草本を繁茂させない、剪定により樹木の枝を効果的に演出させるなどの工夫を行う。</li> <li>植栽地では灌木類や下草類と、草本類を調和させつつ、草本類が衰退しないように適切な植物の管理を行う。</li> <li>ササが繁茂してしまった場合は、根から除去し、裸地化しないよう草本類を植え込む。</li> <li>園路や植栽地に枝を大きく張ったウメを剪定する。</li> </ul>
石碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>石碑の背後の景観を整備する。</li> </ul>

## B地区の保存の方法

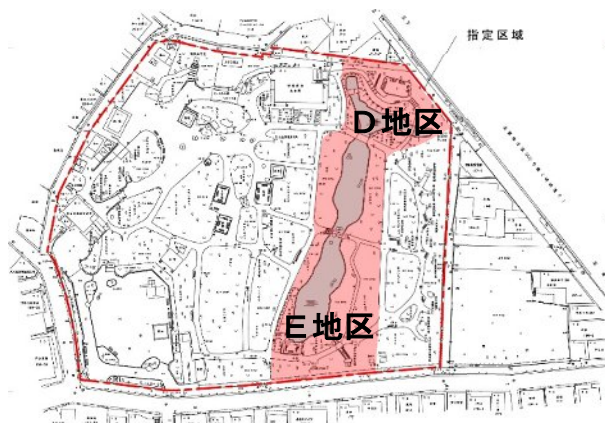
要素	保存の方法
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>御成座敷からの庭園の眺望に考慮して、座敷前の灌木類や下草等の植栽は成長し過ぎないように管理を行う。また、御成座敷前の植栽は建物と調和させる。</li> <li>園路沿いは草本類を多めにし、後方には灌木を配置させる。</li> <li>園路沿いの植栽は、園路と自然な感じで馴染ませるよう、変化をつけた草刈りや剪定を行う。</li> </ul>
石碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>石碑類は正面以外の周辺も眺められるよう植栽等を整備する。</li> </ul>

C地区の保存の方法

要素	保存の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路、園路の交差点及び広場は、自然な曲線で構成されるように改修する。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路沿いは草本類を多めにし、後方には灌木を植栽する。</li> <li>園路沿いの植栽は、園路と自然な感じで馴染ませるよう、変化をつけた草刈りや剪定を行う。</li> <li>石碑類は正面以外の周辺も眺められるよう植栽等を整備する。</li> <li>下草類と観賞植物が雑然ではっきりしないため、各区画の生育環境に適した観賞植物を植栽する。</li> </ul>
石碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>石碑の前の植栽、特に下草を整理する。また、石碑の背後で繁茂したササ類は刈取り、石碑周辺をすっきりとさせる。</li> </ul>

② 池沼を中心とした水辺の景観ゾーン

池沼を中心とした水辺の景観ゾーンの保存の方法について地区ごとに分け以下に整理する。



D地区の保存の方法

要素	保存の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>乱杭護岸を低く抑え、護岸背後の植栽地を池方向に向かって低く擦り付ける。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>桑の茶屋跡から池への見通しが悪いので、池の望めるように見通しを遮る灌木類を刈り込む。</li> <li>周辺が暗く鬱蒼とした場所は、遮蔽効果を保持しつつ高木の剪定を行うとともに、裸地部分には、日影に強い灌木類又は草本類を植栽する。</li> <li>明治通り側の柵沿いでは、遮蔽・遮音を目的とした中高木を育成する。</li> <li>護岸の改修とあわせ水際の土壌水分が高くなった場所では、湿生植物を植え、水際の景観を整える。</li> </ul>

## E地区の保存の方法

要素	保存の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>乱杭護岸を低く抑え、護岸背後の植栽地を池方向に向かって低く擦り付ける。</li> </ul>
建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>土橋や沢渡りなどは、古写真にあるような形状に戻す。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹高が高くなった玉物は、低く刈り込むか撤去する。</li> <li>護岸の改修とあわせ水際の土壌水分が高くなった場所では、湿生植物を植え、水際の景観を整える。</li> <li>水生植物を植栽する。</li> <li>ザリガニなど水生植物の生育を阻害する生物を除去する。</li> </ul>

## ③ 疎林と石碑の景観ゾーン

疎林と石碑の景観ゾーンの保存の方法について以下に整理する。



## F地区の保存の方法

要素	保存の方法
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺が暗く鬱蒼とした場所は、遮蔽効果を保持しつつ高木の剪定を行うとともに、裸地部分には、日影に強い灌木類又は草本類を植栽する。</li> <li>竹林は、古い株を更新しながら、林内に日照が差し込む程度まで立木密度を低くする。</li> <li>園路沿いの植栽は、園路と自然な感じで馴染ませるよう、変化をつけた草刈りや剪定を行う。</li> <li>碑の前の植栽を小さく刈り込むか撤去し、下草類を低く剪定する。</li> </ul>
石碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>石碑の前の植栽、特に下草を整理する。</li> <li>石碑類は正面以外の周辺も眺められるよう植栽等を整備する。</li> </ul>

④ 正門前の景観ゾーン

正門前の景観ゾーンの保存の方法について以下に整理する。



G地区の保存の方法

要素	保存の方法
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下草を整備する。</li> <li>・ 正門周辺の低木類は、成長し過ぎないように維持する。</li> </ul>

⑤ 児童遊園ゾーン

児童遊園ゾーンの保存の方法について以下に整理する。



H地区の保存の方法

要素	保存の方法
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本園入口の導入部として調和する植物の維持管理を行う。</li> </ul>
地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地盤を改変する際には、地下遺構などの存在に注意する必要がある。</li> </ul>

## 1-3 保存・管理作業内容一覧

種別	作業項目	内容	回数・補修サイクル	
植物管理	草本	除草	年間の大半を占める管理作業	7回/年
		草刈	アザミなどの高茎草本類を刈る。	随時
		植付け	草花を植付ける。	2回/年
		笹類刈込み	アズマ笹などの繁茂しやすい笹類の刈り込みを行う。	2回/年
		株物手入	サツキ、ツツジ類、ハギ等を中心に枝透かし、刈り込みを行う。	2回/年
		補植	代替え、修景のために日本産樹種を植栽する。	1回/年
		移植	修景上及び工事等の障害となる物を対象とする。	適宜
	高中木	手入れ	モジ、モッコク、ウメ、フジ、ハギなど修景上重要な仕立物、花物などの剪定、施肥を行う。 景を阻害する下枝の除去を行う。	2回/年
		枯損木処理	病虫害で立ち枯れた樹木の伐採処理をする。	随時
		支障木処理	建築物や隣地に障害をきたす樹木を整理する。	適宜
		枯枝撤去	安全管理の一貫として落下防止のため実施する。	随時
その	実生木処理	アカガシ、ネズミモチ、アキ、エキ等実生木を除去する。	除草時と併せて	
	菖蒲田管理	ショウブ、キツバタの除草、施肥、株分け、水管理を行う。	適宜	
	落葉採取	園路、広場、池などの機能維持、美観維持のため実施する。	適宜	
施設管理	建築	建具、床、壁、柱、屋根	日常の開け閉め 張替、部分破損の修繕を行う。	表装1回/年 その他適宜
		四阿	安全上、美観上部分補修を行う。	随時
		庭門	屋根、柱等の補修を行う。	1回/7年
	工作物	各種棚	老朽に伴う更新を行う。	1回/7年
		ロープ柵	安全上及び美観上修繕を行う。	部分補修随時
		案内板 サイン類 掲示板	老朽化、管理運営・入園料変更時に内容変更を行う。	1回/7年
		木製ベンチ 縁台	木製品主体に取替える	1回/5年
		ゴミ箱 集積所・ストックヤード	補修は基数単位で更新する。	適宜
		水門	循環池の水門管理、落葉清掃を行う。	随時
		土橋・石橋	橋台部分の点検、橋面舗装の不陸整正などを行う。	随時
		未舗装園路 砂利舗装	不陸整正、水溜まり解消、縁石の据直しなどの修繕を行う。	随時
		飛石・縁石	来園者の安全対策上その都度行う。	
		石積護岸 乱杭護岸	小規模かつ応急的な修繕を行う。	随時
		排水側溝、排水管 集水樹、給水管	日常点検を行い、応急措置が必要な場合は、速やかに対応を行う。	随時（年間管理）
		照明灯 放送設備 受電設備 池水循環設備	日常点検を行い、応急措置が必要な場合は、速やかに対応を行う。 受電設備、池水循環設備等は定期点検を行う。	保守は随時
		各種塗装	社、門等を対象に行う。	1回/10年

種別	作業項目	内容	回数・補修サイクル
管理運営	催物 虫ききの会 月見の会	伝統行事の準備を行う。	2回／年
	情報 庭園ガイド	ボランティアにより運営	適宜
	仮設物 制札板 催物案内板 仮柵	工事の迂回路案内や、臨時呼びかけ 立て看板程度のもを庭園入口に表示する。 災害時あるいは、作業の安全確保のための施設	適宜
	清掃 園地 諸施設	庭園として相応しい清掃を行う。	随時

#### 1-4 防災・防犯の管理方法

地震、気象災害、防火、防犯などに対する管理方法を以下に示す。

##### 1) 想定される災害

各様な自然・人的災害から文化財を守るよう措置する。

想定災害 気象：地震、台風、大雨、大雪、落雷、大気汚染

火災：内因（漏電、失火）、外因（放火、延焼）

防犯：き損、盗掘、放火

##### 2) 地震対策

関係者と協力して消火・避難誘導等を行うとともに、文化財庭園の保護に努める。要配慮者は管理所で保護し、来園者への情報提供も管理所付近で行う。

##### 3) 気象災害対策

###### i) 台風、高潮等

甚大な被害が想定される台風等に対しては、気象情報、特に警報等に留意し、適切に対応する。

###### ii) 雨、大雪等

集中的な降雨では、地表面に雨水が滞水しないように日常的に排水施設を管理する。また、雨水が集まるような場所では、表面排水の処理を行う。

大雪対策として、積雪による建造物や構造物の倒壊、倒木や樹木の枝折れなどに留意するとともに、来園者に危険が及ばないように伐採や剪定などの樹木を管理する。

###### iii) 落雷

重要な建造物については、必要に応じて、落雷によりき損又は延焼しないように避雷施設等の設置等を検討する。

##### 4) 防火対策

###### i) 防火体制

「防火計画（消火計画）」を作成し、本園の防火管理者を定め、初期消火体制及び消火訓練計画を含め必要な事項を記載する。今後の保存・活用の中で状況に応じて見直しを行う。

### ii) 火気などの管理

火気使用の際の火気管理を厳重にし、火災を未然に防ぐ。敷地内及び建造物内の可燃物の整理整頓を徹底するとともに、必要以上の備蓄・堆積を避ける。

### iii) 警備

開園時間内は適宜巡回を行う。

### iv) 消火体制

管理所員等による初期消火を図ると同時に所轄消防署への通報を行う。

また、所轄消防署の指導のもと、年1回程度の消火訓練を実施する。

### v) 消火設備等の管理

本園に設置されている消火設備については、必要な点検を実施し、適切に管理する。

## 5) 防犯対策

文化財を保護するため、必要に応じて防犯カメラなどの設置を検討する。

また、事故防止のための措置として公開時間内は適宜巡回を行うほか、事故があった場合にはその事故歴を記録し、今後の防犯に役立てる。なお、万が一災害等により文化財に被害が生じた場合、直ちに文化財所管部署に報告する。

## 2. 活用・運営

---

### 2-1 本園全体の活用・運営の方法

---

来園者が価値を正しく理解し、庭園を積極的に利用することにより、本園の価値が更に高まることにつながる。本園全体における活用・運営の方法について以下に示す。

#### (1) 歴史的、庭園的な特性を活かした活用

---

##### 1) 江戸の園芸文化を紹介する活用

本園は、春の七草、秋の七草などの草花や園内の植物から、江戸の園芸文化や四季の風情を味わうことができる庭園である。また、園内の草花を観賞することにとどまらず、毎年正月に開催される春の七草の展示からはじまり、サクラソウ、アサガオ、キクなどの季節の植物の展示や、秋の七草を飾った月見の会など、地域の方々とともに江戸の園芸文化が継承されている。

本園の活用にあたっては、園内の植物と継承されてきた催しものを通じて、さらに江戸の園芸文化を体験できるような活用が重要である。

また、こうした様々な植物の紹介には、庭園内の雰囲気作りや、植生の管理、展示植物の管理などの充実を図りながら、効果的な植物の展示とその効果的な活用方法を発展的に検討していく必要がある。

##### 2) 石碑を巡りながら本園ゆかりの文人たちの足跡をたどる文化的な活用

本園は、初代鞠塙の頃から園主と文人の関わりを示す石碑が点在している。石碑の建立は、昭和14（1939）年に東京市が建立した「百花園の沿革の碑」を除けば、江戸時代から明治時代まで30余りの石碑が要所に建てられ、現在では本園の特徴的な景観の一つとなっている。本園では石碑の一つ一つを、散策しながら近寄って見ることができることから、これらの石碑の設置経緯や内容を紹介することで、石碑に刻まれた文人達や本園に関わった人々の言葉から、本園の新たな魅力を感じることができる。

本園の魅力の一つとして、石碑の保存や周辺の整備とあわせ、石碑を紹介する看板、パンフレット、ガイド案内などを充実し、本園の歴史を語る石碑の活用を検討していく。

#### (2) 立地上の特性を活かした活用

---

##### 1) 他の都立庭園との位置関係

本園は、東武スカイツリーライン東向島駅及び曳舟駅、京成電鉄押上線京成曳舟駅の鉄道路線、都営バスの停留所に近く複数の公共交通機関を利用することができる。本園は、都立文化財庭園の中でも最も東に位置するが、これらの交通機関を活用し、他8庭園のどの庭園にも比較的短い時間で移動することができる。

## 2) 歴史・文化

本園の周辺は、江戸時代より向島界限として、下町情緒を味わえる地域にある。向島には古くから本園の福祿寿を含めた隅田川七福神めぐりがあり、三囲神社（蛭子、大黒）、弘福寺（布袋）、多聞寺（毘沙門）、白鬚神社（寿老人）、長命寺（弁財天）がある。また、その他本園と同様に古い歴史を持つものとして、牛嶋神社、隅田川神社、蓮花寺、木母寺、秋葉神社などが建ち並んでいる。また、周辺には、「すみだ郷土文化資料館」「漆工博物館」「江戸木目込人形博物館」「屏風博物館」などの江戸に馴染みの深い施設等がある。

これら施設等を本園と共に巡ることで、江戸時代の向島界限の歴史や文化についてより理解を深めることが期待できることから、こうした周辺施設とも連携した活用を考えていく。

## 3) 観光

本園は墨田区の観光名所として、墨田観光協会の「まち歩きガイドマップ」では、向島百花園と周辺の喫茶や和菓子店などを巡る観光ルートが紹介されていることから、これらの周辺施設と連携した活用方法が考えられる。

また、本園は、浅草や東京スカイツリーなど、国内外からの観光客が多く訪れる施設も多く、江戸の草庭の観賞や園芸文化の体験は、これらの観光客からのニーズも高いと考えられ、体験プログラムを充実させるなど、観光客向けの活用方法も検討していく。

## 4) 周辺まちづくりとの連携

近隣施設の事業者と共同でイベントやキャンペーンを開催することで、より多くの来園者に庭園の魅力を伝えることができる。隅田川七福神めぐりは本園を含めた地域が連携したイベント、キャンペーンであり、地域としての魅力を高めている。

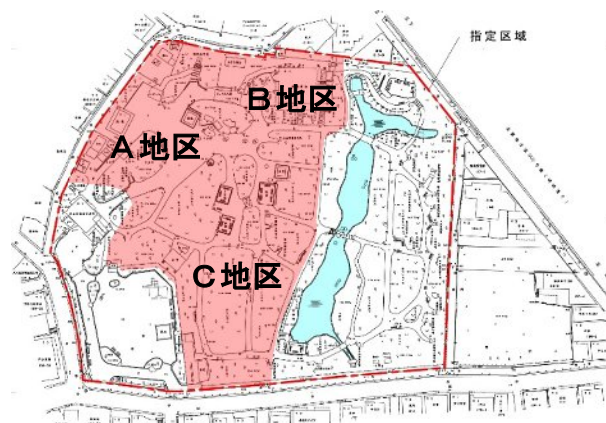
今後も、周辺のまちづくりと連携し、本園の魅力向上と活用の促進を図っていく。

## 2-2 各ゾーンの活用・運営の方法

各景観ゾーン及び地区区分における活用・運営の方法を以下に示す。

### ① 草庭の景観ゾーン

草庭の景観ゾーンの活用・運営の方法について地区ごとに分けて以下に整理する。



#### A地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
地割	・展示やイベントの場所として有効に活用することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。
建造物	・売店（茶亭さはら）では飲食などを提供し、本園でゆっくりくつろげる時間を過ごし、楽しみながら、本園の理解を深めるきっかけを作る。
植栽	・春の七草、秋の七草、夏の七草などの解説などを充実させ、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。
施設	・本園を紹介する解説などを充実させ、由来や変遷、草花の楽しみかたなどの正しい理解に努める。

#### B地区の活用・運営の方法

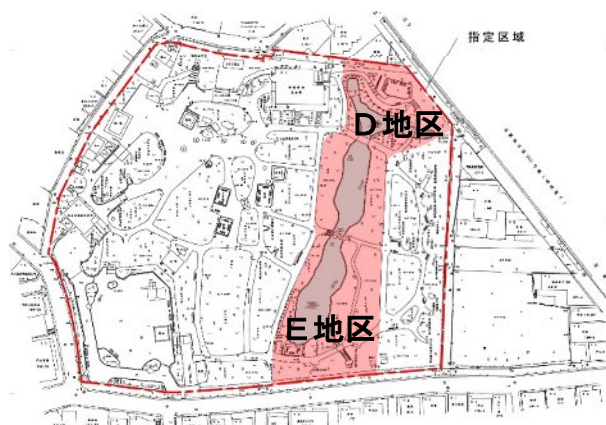
要素	活用・運営の方法
建造物	・御成座敷では、句会、お茶会や会合などで利用することで、本園の魅力を感じてもらう。
植栽	・樹名板などに植物の由来などを解説することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。 ・草花の補植のための苗圃（温室）を充実する。
施設	・案内施設を活用する。 ・庭園灯の変更と整理を行う。

C地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹名板などに植物の由来などを解説することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。</li> <li>・ハギのトンネルを充実させ、毎年恒例の萩まつりを開催していく。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内施設を活用する。</li> <li>・庭園灯の変更と整理を行う。</li> </ul>

② 池沼を中心とした水辺の景観ゾーン

池沼を中心とした水辺の景観ゾーンの活用・運営の方法について地区ごとに分け以下に整理する。



D地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の植栽を充実させ、季節感のある景観を演出した運営を図る。</li> <li>・樹名板などに植物の由来などを解説することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。</li> </ul>

E地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水辺の植栽を充実させ、季節感のある景観を演出した運営を図る。</li> <li>・樹名板などに植物の由来などを解説することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。</li> </ul>

③ 疎林と石碑の景観ゾーン

疎林と石碑の景観ゾーンの活用・運営の方法について以下に整理する。



F地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
植栽	・樹名板などに植物の由来などを解説することで、江戸の園芸などについて正しい理解を促す。
石碑	・石碑の周辺を整え、石碑の設置経緯や内容を知ること、本園の歴史や背景を学ぶ。

④ 正門前の景観ゾーン

正門前の景観ゾーンの活用・運営の方法について以下に整理する。



G地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
施設	・本園を紹介する解説などを充実させ、由来や変遷、草花の楽しみかたなどの正しい理解に努める。 ・石碑の説明版を設置する。

## ⑤ 児童遊園ゾーン

児童遊園ゾーンの活用・運営の方法について以下に整理する。



## H地区の活用・運営の方法

要素	活用・運営の方法
地割	・地域の方々と連携したイベント等のスペースとして、地域コミュニケーションの形成に活用する。
植栽	・子どもたちが日常的に草花などにふれあえることで、自然環境学習の場として活用する。

### 3. 整備

---

#### 3-1 本園全体の整備の方法

---

本園全体に関わる整備の方法について、以下に示す。

##### (1) 本園の整備プログラムを作成し、計画的な整備を行う。

---

本園の整備上の大きな課題である以下の点を中心に、整備プログラムを作成し計画的に整備を行う。

- ① 管理事務所や便所の改築に当たっては、草庭としての利用や景観を踏まえた庭園入口空間の整備内容とともに、展示・案内サービスや飲食・休憩サービス等、文化財庭園としての利用や管理方法を十分に検討し、施設の再配置も含めて計画的に実施する。
- ② 本園の景観整備に当たっては、史資料等を基に、江戸時代から今日に至るまでの経緯を考慮するとともに、周辺環境との調和を十分に検討し、計画的に実施する。
- ③ 児童遊園の再整備に当たっては、地域の利用ニーズを十分に考慮しつつ、文化財庭園として、庭園との繋がりが感じられるような、庭園の雰囲気と一体的な整備を検討する。具体的には、庭園と同じウメ等を植栽し、かつての梅林の雰囲気を感じられるとともに、散策や休憩、地域と協働したイベントスペースなどとしても活用可能な空間とする他、子ども達が草花に触れる場としての機能を整備する。また、本園の入口空間にふさわしく修景された空間づくりを行う。

##### (2) 景の復元に努める。

---

庭園の復元には、「景の復元」が必要である。本園の整備においても「景の復元」に努める。「景」は多様な施設とそれを取り巻く風景とで構成されている。また、庭園全体の景とゾーンごとの景とがある。これらの関係に十分配慮しつつ、景の整備を行う。

##### (3) 現代のニーズに応える整備を行う。

---

現代の来園者は多様で、そのニーズも多様であり、時代とともに変化している。ニーズを把握し、文化財の保存と均衡を保ち、可能な限り、それらの要望に対応できるよう努力する。

来園者の多様なニーズに対応するハード・ソフト両面の対策に、関係者が連携して取り組むことで、早朝開園や夜間利用といった現代のニーズに応えていく。その際には、文化財の観賞にふさわしい環境の確保に配慮する。

##### (4) すべての人がともに楽しむことができるユニバーサルデザインを目指す。

---

来園した人々が、障碍の有無、言語の違い等を感じることがないように、庭園の真正性を保持しつつ、可能な限り同じ体験を共有できる空間を提供することを目指す。

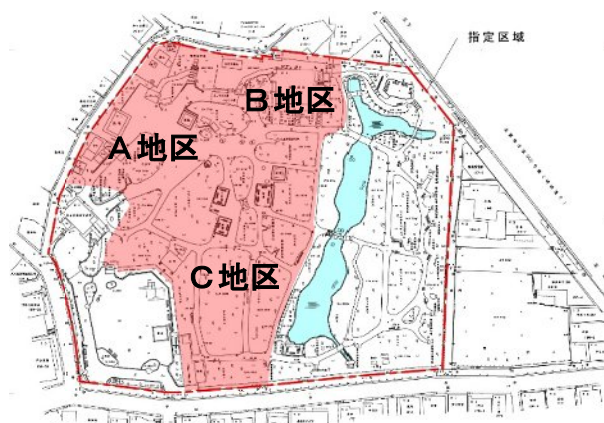
庭園内で提供するプログラム等についても、同時に同じ体験が共有できることを目指し、必要な情報の提供や補助的な整備、人的な手立て等を柔軟に考え、整えられるよう努力する。

## 3-2 各ゾーンの整備の方法

各景観ゾーン及び地区区分における整備の方法を以下に示す。

## ① 草庭の景観ゾーン

草庭の景観ゾーンの整備の方法について地区ごとに分けて以下に整理する。



## A地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路と素縄柵と植込みを調和させながら、園路と植込みの区分をやわらかくする。</li> <li>降雨後、表面排水が溜まる場所に排水柵を整備する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>売店背後の植栽を厚くして売店そのものを景とする。</li> <li>現状では、サービスヤードの物置や作業スペースは景観上見苦しいので、植栽による遮蔽と修景を図る。</li> <li>作業所周辺は、建仁寺垣を薄い生垣にして修景を図る。</li> </ul>
景石	<ul style="list-style-type: none"> <li>植込みの中の景石類を再構成する。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲み場、柵を改修する。</li> <li>サービスヤードは、建物を含めた機能や配置を検討の上、再整備を行う（庭園東側の区域（飛び地）も含む）</li> </ul>

## B地区の整備の方法

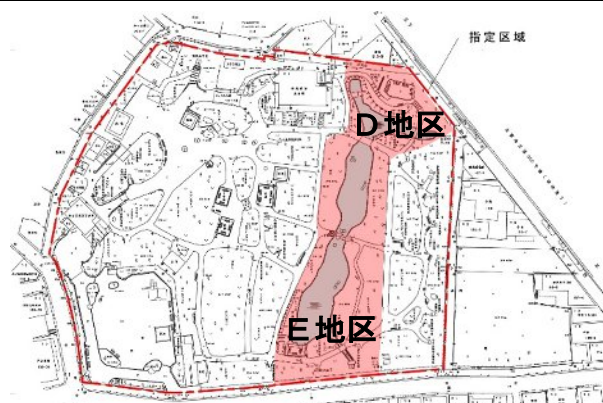
要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>御成座敷への誘導路を明確にし、座敷南側の植栽と飛石を整理して建築物が庭園に融け込んだ景観となるようにする。排水柵の整備と周囲の園路の整備を行う。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>外周塀を植栽により遮蔽する。</li> <li>大和塀の前後に植栽を行う。</li> </ul>
景石	<ul style="list-style-type: none"> <li>御成座敷周辺の石の据え直しを行う。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>縁台の前に眺めのポイントとなる植栽等を施す。</li> <li>園路と植込みを調和させながら、園路と植込みの区分をやわらかくし、素縄柵を維持する。</li> <li>御成座敷から庭への連絡の飛石を改修してやわらかくつなぐ。</li> <li>サービスヤードは、建物を含めた機能や配置を検討の上、再整備を行う（庭園東側の区域（飛び地）も含む）</li> </ul>

### C地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水柵を修理する。</li> <li>・飛石（沢渡り）を修復する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅林景観のため梅の補植を継続する。</li> <li>・寿星梅を復元する。</li> <li>・南側境界を通して外が見えるので植栽による遮蔽を図り、塀を隠す。</li> <li>・道路から見える部分等、西南側の植栽による緩衝や遮蔽を行う。</li> <li>・フェンス柵の改修意匠を検討する。</li> <li>・土壌改良には常時留意する。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路と植込みを調和させながら、園路と植込みの区分別をやわらかくし、素縄柵を維持する。</li> </ul>

## ② 池沼を中心とした水辺の景観ゾーン

池沼を中心とした水辺の景観ゾーンの整備の方法について地区ごとに分けて以下に整理する。



### D地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路の土が流失している箇所は客土を行う。</li> </ul>
建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑の茶屋跡に休憩施設を整備し、池を望む景観を整備する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・碑の前の植栽を小さく刈込か撤去を行う。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池循環設備の改修を行い、景観に調和した目立たない意匠とする。</li> </ul>

### E地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土橋付近の石組調査と再構成を行う。</li> <li>・取水口付近の石組を全面的に改修する。</li> <li>・土が流出している護岸は補修を行う。</li> <li>・石橋の両岸部の園路を整備する。</li> <li>・藤棚周辺等の歩きにくい園路は適宜補修して、草花を楽しむ環境にふさわしい状態とする。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源付近はポイントとなるような景観に整備する。</li> <li>・池周囲はポンプ等の管理施設が露出しないよう、景観に配慮して管理する。</li> <li>・ハスなどを植栽するために、池底部に泥田などの植栽基盤を整備する。</li> <li>・池越しに見えるロープ柵は園路や植込みと調和させながら、園路と植込みの区分別をやわらかくし、ロープ柵を目立たせないようにする。</li> </ul>

## ③ 疎林と石碑の景観ゾーン

疎林と石碑の景観ゾーンの整備の方法について地区ごとに分けて以下に整理する。



## F地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨天でも水たまりが生じないように、やや中高にする。</li> <li>・園路は、石碑を觀賞しやすく、歩行に適するように、表面の排水に十分考慮する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石碑の立地条件、植栽との関係を再検討する。</li> <li>・外周塀沿いを厚めに植栽して遮蔽する。</li> </ul>

## ④ 正門前の景観ゾーン

正門前の景観ゾーンの整備の方法について地区ごとに分けて以下に整理する。



## G地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園路と排水柵を整備改修する。</li> </ul>
建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園入口空間の整備内容の検討を踏まえ、スペースの拡充、救護室の設置、受付位置の改善などを踏まえた管理事務所の改築を行う。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各石碑の基礎の点検と整備を実施するとともに、碑の背後も見られるように考慮する。</li> <li>・庭園入口にふさわしい庭門の整備や、管理事務所前の広場における車廻しや、来園者の滞留などの機能を充実させた広場等、庭園入口空間の整備を行う。</li> <li>・庭園入口周辺について、庭園への導入空間として修景整備を行う。</li> </ul>

⑤ 児童遊園ゾーン

児童遊園ゾーンの整備の方法について  
地区ごとに分けて以下に整理する。



H地区の整備の方法

要素	整備の方法
地割	<ul style="list-style-type: none"> <li>園路と排水桝を整備改修する。</li> <li>庭園入口空間の整備内容の検討を踏まえ、児童遊園の再整備を行う。 整備に当たっては、庭園との繋がりが感じられるような、庭園の雰囲気と一体的な整備を行う。</li> <li>正門への導入部と児童遊園とが混然としているので、正門への誘導路を明確にする。</li> </ul>
便益施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>庭園入口空間の整備内容の検討を踏まえ、児童遊園便所を改築する。</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>本園と同じウメ等を植栽し、かつての梅林の雰囲気を感じられる空間を整備する。</li> </ul>

## 3-3 整備事業計画

本園の整備に挙げた内容について、短期・中期・長期計画に分けて表5-1に整理する。

短期計画は概ね5年以内、中期計画は概ね10年以内、長期計画はそれ以降を基本方針として実際の復元に当たっては、史資料調査、遺構調査等を行ったうえで、その復元のあり方を検証し、整備を判断する。そのため、その検証状況や社会情勢の変化等により、短期・中期・長期の区分は変わることがある。

表5-1 整備事業計画一覧

	短期計画	中期計画	長期計画
地割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸修復</li> <li>・園路の排水改善</li> <li>・庭園入口空間の整備 (児童遊園部分含む)</li> <li>・御成座敷周辺の整備</li> </ul>	
建造物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土橋・沢渡りの修復</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桑の茶屋跡の保存・活用の検討</li> </ul>
植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物調査(春～夏、秋～冬)</li> <li>・梅の補植</li> <li>・草花の再構成及び土壌改良</li> </ul>		
石碑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石碑周辺の整備</li> <li>・石碑調査</li> </ul>		
景石	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植込地内景石類の再構成</li> </ul>		
植栽 (本質的価値以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外周植栽の充実(遮蔽効果向上)</li> <li>・支障樹木の撤去</li> </ul>		
公開・活用施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示スペース等の整備 (管理事務所東側を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・御成座敷の改築検討</li> </ul>
休養施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿の改修</li> </ul>
便益施設			<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所の改築</li> </ul>
管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理ヤードの再編整備 (庭園東側の区域(指定区域外)を含む)</li> <li>・正門の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万年塀の改修</li> <li>・電気・給排水設備の改修</li> <li>・池循環設備の改修</li> </ul>	
管理運営のための建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室・倉庫等の再編整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所の改築(正門含む)</li> </ul>	
児童遊園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園入口空間の整備</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の改善</li> </ul>	

※木造建築物については、必要に応じて補修・修繕を行う。

※本園を運営する上で必要となる給排水電気設備等は、必要に応じて補修・改修を行う。